

お客さま各位

休眠預金等のお取り扱いについて

帯広信用金庫

平成30年（2018年）1月から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまからの申し出によりいつでも払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 「最終異動日等」とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 次項に掲げる異動が最後にあった日
- ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として規定で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として規定において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

3. 「異動」とは

当金庫は、以下の事由を休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱います。

（1）法定の異動事由

- ① お引出し、お預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により、預金金額に異動があったこと（当庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）。
- ② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することが出来る場合に限り。）。
- ③ お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下「公告」といいます。）の対象になっている場合に限り

ます。).

A. 当金庫が広告をすべき事項

B. 公告の対象となる預金であるかの該当性

C. 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由
預金種類ごとの認可事由は以下の表のお取引が該当します。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は通帳の再発行のみ
普通預金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)、(b)および(e)に掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)に掲げる事由のみ
納税準備預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
通知預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)に掲げる事由のみ
期日指定定期預金 (通称：青空)	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(d)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (M型) (通称：スーパー定期)	同上
自由金利型定期預金 (通称：大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上
自動継続 期日指定定期預金 (通称：青空)	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(d)、(e)に掲げる事由のみ
自動継続 自由金利型定期預金 (M型) (通称：スーパー定期)	同上
自動継続 自由金利型定期預金 (通称：大口定期預金)	同上
自動継続 変動金利定期預金	同上

積立定期預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、繰越を除く
定期積金 (通称：スーパー積金)	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(e)に掲げる事由のみ

- ① お客さまからのお申し出による預金通帳または証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）もしくは繰越
- ② お客さまからのお申し出による次に掲げる契約内容の変更
 - (a) キャッシュカードの再発行
 - (b) カードローン契約の終了
 - (c) 解約予定日の設定・変更
 - (d) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式への変更、証書式から通帳式への変更）
 - (e) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります。）
- ③ お客さまによる次に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領
 - ・当金庫名称およびお客さまの預金等を取扱う店舗の名称
 - ・預金等の種別
 - ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ・預金等の名義人の氏名または名称
 - ・預金等の元本の額
- ④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）および①～③に掲げる事由の全部または一部が生じたこと

< 規定 >

[休眠預金等活用法に関する追加規定](#)（各種規定のご案内）

< 関連リンク >

[長い間、お取引のない預金等はありませんか？](#)（金融庁）

[民間公益活動促進のための休眠預金等活用](#)（内閣府）